

報告

令和2年9月17日

日本接骨師会会长

登山様

当室より全労済に要請し、同連合会が内部に周知徹底した内容について、以下のとおり回答いたします。

柔道整復師の施術のうち、「打撲又は捻挫の施術」及び「脱臼又は骨折の応急手当」については、医師の同意を得る必要がないこととされていることから、これらの施術の費用を共済金の対象として支払う際に、一律に医師の同意をとることを要件としないこと、また被害者等外部の方へは、懇切・丁寧な対応を行うことを、9月11日に全労済経営企画部調査専門室調査専門課を通じ、同連合会の自動車損害調査センターに要請しました。

同連合会より、当室が要請した内容を各地方損害調査センター及び各都道府県損害調査サービスセンターに周知徹底したと報告を受けました。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

消費生活協同組合業務室